

○ 財務省告示第 193 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 5 年 6 月 28 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 5 年 7 月 28 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 17 回	100,000,000 円	100.64 円
〃	第 17 回	400,000,000 円	100.69 円
〃	第 17 回	1,500,000,000 円	100.95 円
〃	第 19 回	400,000,000 円	102.44 円
〃	第 20 回	900,000,000 円	102.78 円
〃	第 21 回	6,800,000,000 円	103.79 円
〃	第 21 回	1,500,000,000 円	103.93 円
〃	第 21 回	100,000,000 円	104.09 円
〃	第 22 回	200,000,000 円	105.29 円
〃	第 22 回	500,000,000 円	105.55 円
〃	第 25 回	2,000,000,000 円	108.89 円

〃	第 25 回	600,000,000 円	109.04 円
〃	第 25 回	1,500,000,000 円	109.09 円
〃	第 26 回	200,000,000 円	105.99 円
〃	第 26 回	200,000,000 円	106.04 円
〃	第 26 回	200,000,000 円	106.09 円
〃	第 26 回	900,000,000 円	106.14 円
〃	第 26 回	100,000,000 円	106.19 円
〃	第 28 回	2,000,000,000 円	107.54 円
合 計		20,100,000,000 円	